

4 根拠法、現行省令、条例(案)の名称

◇児童福祉法

現行省令	条例(案)の名称
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例

◇社会福祉法

現行省令	条例(案)の名称
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準	婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例

5 条例制定の対象となる施設

児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例		各施設の説明
	(1) 助産施設	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない妊産婦を入所させて、助産を受けさせることを目的とする施設。
	(2) 乳児院	乳幼児を入院させて、養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	(3) 母子生活支援施設	母子家庭の母と子を入所させ、保護するとともに自立促進のために生活を支援し、あわせて退所者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	(4) 保育所	保護者が働いているなどの何らかの理由によって保育が欠ける子供を1日ごとに預り養育することを目的とする施設。
	(5) 児童厚生施設（児童館・児童遊園）	児童に健全な遊びを与えて、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とする施設。
	(6) 児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童、その他養護を要する児童を入所させて、養護し、あわせて退所者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設。
	(7) 福祉型障害児入所施設	障害児を入所により保護するとともに、日常生活の指導及び自立生活に必要な知識技能を身に付けることを目的とする施設。
	医療型障害児入所施設	障害児を入所により保護するとともに、日常生活の指導、自立生活に必要な知識技能を身に付けること及び治療を目的とする施設。
	福祉型児童発達支援センター	障害児を通園により支援するとともに、日常生活における基本動作の指導及び自立生活に必要な知識技能を身に付けることを目的とする施設。
	医療型児童発達支援センター	障害児を通園により支援するとともに、日常生活における基本動作の指導、自立生活に必要な知識技能を身に付けること及び治療を目的とする施設。
	(8) 情緒障害児短期治療施設	軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせ、情緒障害を治し、あわせて退所者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	(9) 児童自立支援施設	不良行為をし、又はするおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、必要な指導、自立支援を行い、あわせて退所者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設。
	(10) 児童家庭支援センター	児童に関する家庭などからの相談に対する助言等を目的とする施設。
婦人保護施設の設備及び運営に関する基準		施設の説明
	婦人保護施設	家庭関係の破綻、生活の困窮等の理由により、生活上困難を抱えた女性及び暴力被害女性を入所保護し自立を支援することを目的とする施設。